判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

				資料番号	18		担当課	建築住宅課
法令名	建築士法	根拠条項	第4条第2項		許認可等 の内容	二級建築士及び木造建築士免許登録申 請		

(建築士の免許)

第四条 省略

- 2 二級建築士又は木造建築士になろうとする者は、それぞれ都道府県知事の行う二級建築士試験又は木造建築士試験に合格し、その都道府県知事の免許を受けなければならない。
- 3 外国の建築士免許を受けた者で、一級建築士になろうとする者にあつては国土交通大臣が、二級建築士又は木造建築士になろうとする者にあつては都道府県知事が、それぞれ一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士と同等以上の資格を有すると認めるものは、前二項の試験を受けないで、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を受けることができる。

(免許の登録)

- 第五条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、それぞれ一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録することによって行う。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を与えたときは、それぞれ一級建築士免許証又は二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証を交付する。
- 3 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免 許証に記載された事項等に変更があったときは、一級建築士にあっては国土交通大臣に、二級建築士又 は木造建築士にあっては免許を受けた都道府県知事に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は 木造建築士免許証の書換え交付を申請することができる。

4~6 省略

(絶対的欠格事由)

- 第七条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えない。
 - 一 未成年者
 - 二 成年被後見人又は被保佐人
 - 三 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - 四 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - 五 第九条第一項第四号又は第十条第一項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者
 - 六 第十条第一項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に第九条第一項第一号の規 定によりその免許が取り消され、まだその期間が経過しない者

(相対的欠格事由)

- 第八条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えないことができる。
 - 一 禁錮(こ)以上の刑に処せられた者(前条第三号に該当する者を除く。)
 - 二 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(前条第四号に該当する者を除く。)